

平成17年2月22日

担当課名	総務文書課
内線番号	2129
直通番号	826-0141
担当者名	宮崎、畑

長崎県情報公開審査会答申（第36号）の概要について

長崎県情報公開審査会（会長 生野 正剛）は、長崎県情報公開条例第19条の規定による諮問（第48号）に対し、平成17年2月22日、下記のとおり答申したので、お知らせします。

記

1. 件名等

「平成15年3月27日に行われた県と佐々町との『牧崎団地』建設に関する事前協議の議事結果報告書」（以下「本件公文書」という。）の不開示決定に対する異議申立て

実施機関担当課：土木部建築課

2. 経過等

（1）開示請求年月日

平成16年9月21日

（2）開示請求に対する決定

決定年月日

平成16年10月1日

決定内容

不開示決定

決定理由

県の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、長崎県情報公開条例第7条第4号に該当する。

（3）異議申立て

申立て年月日

平成16年10月12日

申立ての内容

不開示決定を取消し、すべての開示を求める。

(4) 諮問書受理年月日

平成16年11月4日

(5) 答申年月日

平成17年2月22日

3. 答申の内容

(1) 結論

本件公文書については、開示することが妥当である。

(2) 主な内容及び判断理由について

開示請求の対象となった公文書について

佐々町の牧崎団地の建設工事については、平成15年3月27日に、都市計画法による開発行為の許可の申請のための事前審査会が開催され、申請予定者である佐々町や県土木部建築課の担当者などが出席し、開発行為のための協議が行われた。本件開示請求の対象となった公文書は、県土木部建築課の担当者が事前審査会の終了後に作成した結果報告書である。

不開示情報の該当性について

前記の結果報告書は、条例第7条第4号前段で規定している「県の機関、国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当すると認められる。

そこで、同条同号後段で規定している「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうか検討した。

実施機関は、一般的に、事前審査会の結果報告書の公開は、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると主張している。しかしながら、条例に基づく開示請求にあたっては、個別の公文書ごとに具体的に判断すべきであると考え、当審査会では、前記の結果報告書の内容について検討した。

その結果、この結果報告書の内容は、事前審査会が開催された当時の本件工事の計画の概要、計画に係る法令による制限、行政機関からの要望などが記載されていること、本件開示請求が行われた時点では、開発許可がなされ、工事が始まっていることから、この結果報告書の内容が公になっても、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとまでは言えない。

また、同条同号後段で規定するそのほかの不開示情報にも該当せず、同条で規定するこのほかの不開示情報も存しないと認められた。

4 . 参考資料

長崎県情報公開条例

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(4) 県の機関、国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(1)～(3),(5),(6)は略